

東京教育専門学校 学則

第 1 章 総則

（目 的）

第 1 条 本校は、幼児教育に従事する優秀な幼稚園教諭及び保育士を養成することを目的とする。

（自己点検・評価）

- 第 1 条の 2 本校は、その教育の一層の充実を図り、第 1 条の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 本校は、自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。
- 3 前 2 項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

（学校の名称）

第 2 条 本校は、東京教育専門学校と称する。

（学校の所在地）

第 3 条 本校の所在地は、
東京都豊島区目白 2 丁目 3 8 番 4 号（目白本館）
とする。

（部科の組織）

- 第 4 条 本校に次の専門課程および科をおく。
- 教員養成専門課程
- 幼稚園教諭・保育士養成科（第 1 部）
- 幼稚園教諭養成科（第 2 部）（当分の間募集中止）
- 2 幼稚園教諭・保育士養成科は昼間に授業を行ない、幼稚園教諭および保育士の資格を取得させる課程とする。

（修業年限）

第 5 条 修業年限は 2 年とする。

（在学期間）

第 6 条 在学期間は、3 年をこえることができない。

（学 年）

第 7 条 学年は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(学 期)

第8条 学期は、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

とする。

2 校長が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず時期を変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 創立記念日 10月15日

(4) 夏季休業 8月 1日から 9月24日まで

(5) 期間休業 9月25日から 9月30日まで

(6) 冬季休業 12月25日から 1月 7日まで

(7) 春季休業 3月25日から 3月31日まで

2 校長が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業又は実習を行い、若しくは臨時に休業日を設けることができる。

第2章 教育課程、履修方法及び卒業等

(教育課程)

第10条 本校の教育課程は、幼稚園教諭・保育士養成科にあつては別表1のとおりとする。

(履修方法)

第11条 学生は本校の課程を修了する為には、本校に2年以上在学し、教育課程表に定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

2 幼稚園教諭2種免許状取得の所要資格を得ようとするものは、教育職員免許法に定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

3 保育士資格を得ようとするものは、児童福祉法施行規則の規定により、こども家庭庁長官の定める修業教科目および単位を修得しなければならない。

(授業日数)

第12条 1年間の授業日数は、35週にわたり210日以上を原則とする。

(単位の計算方法)

第13条 第11条第2項および第3項に規定する授業科目に対する単位数は1単位の履修時間を教室内及び教室外での授業やその準備のための学習を含めて、45時間とし、次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習の授業については、15時間または30時間の授業をもって1単位

とする。

- (2) 実験・実習及び実技の授業については、30時間または45時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の授業は、文部科学省の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で学生に授業科目を履修させることができる。

(単位の授与)

第14条 1つの授業科目を履修したものに対しては学力試験の成績、平素の学習状況、出席状況を総合評価して当該授業科目について単位を与えるものとする。

- 2 評点はA, B, C, Dをもって表わし、A, B, Cを合格とする。

- 3 病気その他やむを得ないと認められた事由により試験を受けることが出来なかった者が、所定の手続に従って願い出たときは、教員会の議を経て追試験を行うことがある。

(課程修了の認定)

第15条 課程修了の認定は第11条に規定するところにより、所定の単位を修得した者について教員会の議を経て行なう。

(既修得単位の認定)

第16条 本校は教育上有益と認めるときは、学生が入学前または在学中に大学、短期大学、又は専修学校専門課程において履修した授業科目について修得した単位を、本校で開講している一般的・基礎的科目及びその単位と同等なものに限り、本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の適用に関しての必要な細則は別に定める。

(卒業)

第17条 校長は、第15条の規定により、幼稚園教諭・保育士養成科(第1部)において、課程修了の認定を受けた者に対して卒業証書を授与し、課程修了の認定を受けた者は、専門士(教育・社会福祉専門課程)の称号を称することができる。

第3章 収容定員、職員組織及び教員会

(収容定員)

第18条 学生定員は次のとおりとする。

幼稚園教諭・保育士養成科 入学定員100名 総定員200名

(職員組織)

第19条 本校に次の職員をおく。

- (1) 校長 1名
- (2) 副校長 1名以上
- (3) 専任講師 法令に定める人数

- (4) 兼任講師 若干名
 - (5) 学校医 1名
 - (6) 事務職員 若干名
- 2 職員の所掌事務等については別に定める。

(教員会)

- 第20条 校長・専任講師・兼任講師をもって教員会を組織する。
- 2 教員会は校長が議長となり、次の事由について協議する。
- (1) 学生の教育・補導に関する事項
 - (2) 学術の研究並びに向上に関する事項
 - (3) 教育上必要な施設・設備に関する事項
 - (4) 学習の評価及び学生の進退に関する事項
 - (5) その他必要と認める事項

第4章 入学・退学・転学・休学

(入学の時期)

- 第21条 入学の時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

- 第22条 入学を願い出ることが出来るものは、次の各号の1に該当するものでなければならない。
- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育をした者を含む）
 - (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
 - (4) 大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めて文部科学大臣の指定した者
 - (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者、又は、大学入学資格検定規程により、文部科学大臣の行なう大学入学資格検定に合格した者

(入学志願の手続)

- 第23条 入学を願い出るものは、所定の入学願書に前条各号の1に該当することを証明する書類及びその成績証明書・証明用写真並びに入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければその資格を失う。

(入学の許可)

- 第24条 入学は、入学を願い出た者につき、学力・人物及び身体について選考の上許可する。

(入学の手続)

第25条 入学を許可された者は、所定の期日までに所定の入学手続をしなければならない。

(退学)

第26条 退学しようとするものは、その理由を記して、保証人連署の上校長に願い出なければならない。

(転学)

第27条 本校の学生で他の学校に転学しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

第28条 他の学校の学生が本校に転学しようとする場合は、その者の転入学以前の学校が幼稚園教員養成機関及び保育士養成機関でなければならない。

2 転入学に関する規定は別に定める。

(休学)

第29条 病気その他の理由によって1カ月以上修学することができない者は、病気の場合は医師の診断書、その他の理由の場合はその理由を具して、保証人連署の上、校長に休学を願い出なければならない。

2 休学の期間は、1年をこえることができない。

(復学)

第30条 休学の期間中に休学の理由がなくなったときは、校長の許可を受けて復学することが出来る。

(除籍)

第31条 学生が次の号の1に該当する場合、校長はこれを除籍することがある。

(1) 心身の支障により成業の見込みのない者

(2) 正当な理由がなく、所定の納期を3カ月以上経過し、督促を受けてもなお授業料を滞納している者

第5章 授業料・入学金その他の費用徴収

(授業料等の金額)

第32条 授業料等は次の通りとし、金額等は別表2の通りとする。

(1) 入学検定料

(2) 入学金

(3) 授業料

(4) 施設・維持費

(5) 実習・研修費

(授業料等の納入)

第 33 条 前条に規定する授業料等は、それぞれ別に定める期日までに納入しなければならない。

2 入学金を納入しない者については、入学の許可を取り消す。

(授業料等の返還)

第 34 条 一度納めた授業料は、原則として返還しない。

(休学期間中の授業料)

第 35 条 休学の期間中は授業料を徴収しない。

(退学等の場合の授業料の徴収)

第 36 条 退学又は転学しようとする者については、退学又は転学しようとする日の属する期の授業料は徴収する。

第 6 章 賞罰

(表 彰)

第 37 条 学生が表彰に値する行為を行い、他の模範とするに足ると認めたときは、教員会にはかつて校長が表彰することがある。

(懲 戒)

第 38 条 校長は教育上必要があると認めたときは、学生に対して懲戒を加えることができる。

2 前項の懲戒の種類は、訓告・停学及び退学の処分とする。

3 前項の退学は、次の各号の 1 に該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなく出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 7 章 科目等履修生及び聴講

(科目等履修生)

第 39 条 本校学則第 22 条に定める入学資格をもっている者で、本校において開設されている授業科目の履修を希望する者がいるときは、本校の教育に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には本校学則第 13 条及び第 14 条の規定を準用して単位を与えるものとする。

3 科目等履修生に関して必要な細則は、別に定める。

(聴講)

第40条 本校の教育に支障のないかぎり、聴講を許可することができる。

2 その他聴講に関することは別に細則を定める。

第8章 健康診断

(健康診断)

第41条 本校在学者に対し毎年1回健康診断を行う。

第9章 公開講座

(公開講座)

第42条 本校に幼児教育に関する公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する施行細則は別に定める。

附 則 (平成 2年 3月29日改正)

この改正は平成2年4月1日から施行する。

[平成元年度、教育職員免許法等及び教育職員免許施行細則規則等の一部を改正する省令の施行に伴う改正である。]

附 則 (平成 3年 4月 1日改正)

この改正は平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成 4年 4月 1日改正)

この改正は平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成 6年 2月22日改正)

この改正は平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成 9年 1月30日改正)

この改正は平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年10月20日改正)

この改正は平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年11月 2日改正)

この改正は平成12年4月1日から施行する。

[平成11年度、教育職員免許法及び教育職員免許施行細則規則等の一部を改正する省令の施行に伴う改正である。]

附 則 (平成13年 9月22日改正)

この改正は平成14年4月1日から施行する。

[平成13年度、児童福祉法施行規則の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法等の公布に伴う主な改正である。]

附 則 (平成18年 4月 1日改正)

この改正は平成18年4月1日から施行する。

- [平成15年度、児童福祉法施行規則の改正に伴う主な改正である。]
- 附 則 (平成19年 4月 1日改正)
この改正は平成19年4月1日から施行する。
[第10条別表1教育課程表の変更に伴う改正である。]
- 附 則 (平成22年 4月 1日改正)
この改正は平成22年4月1日から施行する。
[平成20年度、教育職員免許法施行規則の一部改正する省令(平成20年
文部科学省令第34号)の施行に伴う改正である。]
- 附 則 (平成23年 4月 1日改正)
この改正は平成23年4月1日から施行する。
[平成22年度、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第三号の指定保育士
養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の一部を改正する件(平
成22年厚生労働省告示第278号)の施行に伴う改正である。]
- 附 則 (平成24年 4月 1日改正)[教育課程表の変更]
この改正は平成24年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成26年 4月 1日改正)
この改正は平成26年4月1日から施行する。
[授業料の変更][教育課程表の変更]
- 附 則 (平成28年 5月 1日改正)
この改訂は平成28年5月1日から施行する。
[学校の所在地の変更][一部表現の変更]
- 附 則 (平成31年 4月 1日改正)
この改訂は平成31年4月1日から施行する。
[教育課程表の変更]
- 附 則 (令和 3年 4月 1日改正)
この改訂は令和3年4月1日から施行する。
[授業料等の変更][単位の計算方法の変更]
- 附 則 (令和 6年 4月 1日改正)
この改訂は令和6年4月1日から施行する。
[教育課程表の変更]
- 附 則 (令和 6年 4月 1日改正)
この改訂は令和7年4月1日から施行する。
[授業料等の変更]
- 附 則 (令和 7年 1月31日改正)
この改訂は令和8年4月1日から施行する。
[収容定員の変更]
- 附 則 (令和 8年 4月 1日改正)
1 この改訂は令和8年4月1日から施行する。
[学校教育法改正に伴う変更]
2 第17条の規定は、令和8年4月1日以降の入学者から適用し、施行日前に
入学した者については、改正前の規定を適用する。

別表 1-1 教育課程表（令和 6 年度入学生～）

教 育 課 程 表								
科目区分	必修・ 選択の別	授業科目	授業 形態	第 1 学年		第 2 学年		授業時数合計 (単位数)
				年間授業時数	単位数	年間授業時数	単位数	
A 教養科目	必修	法学（日本国憲法）	講義	30	2			30 (2)
		体育理論	講義	15	1			15 (1)
		体育実技	実技	30	1			30 (1)
		外国語コミュニケーション	演習	30	2			30 (2)
		情報機器の操作	講義	30	2			30 (2)
	選択	健康科学	講義			30	2	30 (2)
		レクリエーション理論	講義	30	2			30 (2)
		レクリエーション実技	実技			45	1	45 (1)
		児童館・放課後児童クラブの機能と運営	講義	30	2			30 (2)
B 教育の基礎理解に関する科目 保育の本質・目的に関する科目	必修	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法 I	講義			30	2	30 (2)
		保育原理 I	講義	30	2			30 (2)
		教育の原理と制度	講義	30	2			30 (2)
		子ども家庭福祉	講義	30	2			30 (2)
		社会福祉	講義	30	2			30 (2)
		子ども家庭支援論	講義			30	2	30 (2)
		社会的養護 I	講義			30	2	30 (2)
		教職・保育者論	講義	30	2			30 (2)
C 教育の基礎理解に関する科目含む 保育の対象の理解に関する科目	必修	幼児教育・保育心理学 I	講義	30	2			30 (2)
		子ども家庭支援の心理学	講義			30	2	30 (2)
		子どもの理解と援助	演習	30	1			30 (1)
		子どもの保健	講義	30	2			30 (2)
		子どもの食と栄養	演習	30	2			30 (2)
		保育指導法	演習			30	2	30 (2)
D 教育の基礎理解に関する科目含む 保育の内容・方法に関する科目	必修	特別支援の理論と方法	演習	30	1			30 (1)
		教育課程と保育計画	講義			30	2	30 (2)
		保育内容総論	演習	30	1			30 (1)
		保育内容演習 I（健康）	演習			30	1	30 (1)
		保育内容演習 I（人間関係）	演習			30	1	30 (1)
		保育内容演習 I（環境）	演習			30	1	30 (1)
		保育内容演習 I（言葉）	演習			30	1	30 (1)
		保育内容演習 I（表現）	演習	30	1			30 (1)
		乳児保育 I	講義	30	2			30 (2)
E 道徳、総合的な学習の時間等の指導法 及び生徒指導、教育相談等に関する科目 保育の内容・方法に関する科目	必修	乳児保育 II	演習			30	1	30 (1)
		子どもの健康と安全	演習			30	1	30 (1)
		障害児保育	演習	30	2			30 (2)
		社会的養護 II	演習			30	1	30 (1)
		子育て支援	演習			30	1	30 (1)
		教育方法論	講義	30	2			30 (2)
		幼児理解と教育相談	講義	30	2			30 (2)
		健康	演習	30	1			30 (1)
F 領域に関する科目 大学が独自に設定する科目 保育の内容・方法に関する科目	必修	言葉	演習	30	1			30 (1)
		音楽表現 I	演習	30	1			30 (1)
		音楽表現 II	演習			30	1	30 (1)
		造形表現	演習	30	1			30 (1)
		音楽 I	演習	30	1			30 (1)
		音楽 II	演習	30	1			30 (1)
		教育実習	実習	90	2	135	3	225 (5)
		保育実習 I	実習	90	2	90	2	180 (4)
G 教育実践に関する科目・保育実習	必修	保育実習指導 I	演習	30	1	30	1	60 (2)
		保育実習 II	実習			90	2	90 (2)
		保育実習指導 II	演習			30	1	30 (1)
	選択 必修	保育実習 III	実習			90	2	90 (2)
		保育実習指導 III	演習			30	1	30 (1)
		教職・保育実践演習	演習			30	2	30 (2)
H 教育実践に関する科目・総合演習	必修	保育原理 II	講義			30	2	30 (2)
I 領域に関する科目 保育に関する科目	選択 必修	児童家庭福祉 II	演習			30	2	30 (2)
		臨床心理学	演習			30	2	30 (2)
		保育内容演習 II（造形）	演習			30	1	30 (1)
		保育内容演習 II（生活）	演習			30	1	30 (1)
		保育内容演習 II（音楽）	演習			30	1	30 (1)
		保育内容演習 II（運動）	演習			30	1	30 (1)
		音楽 III	演習			30	1	30 (1)
		音楽（ピアノ）	演習			30	1	30 (1)
		言語 II	演習			30	1	30 (1)
		環境	演習			30	1	30 (1)
		リトミック・音楽理論	演習	30	1			30 (1)
		必修科目数・時数・単位数	48科目	1005	47	705	27	1710 (74)
		選択科目数・時数・単位数	21科目	90	5	675	25	765 (30)
		卒業に必要な最低科目数・時間数・単位数	53科目					1920 (83)

※保育実習 II 及び保育実習指導 II または保育実習 III 及び保育実習指導 III を選択履修のこと。

別表 1-3 保育士資格取得に必要な取得単位又は科目(平成 31 年度入学生～)

厚生労働省告示による教科目

系列	必修	授業科目	形態	単位	時数	必要単位数
教 養 科 目	必修	法学(日本国憲法)	講義	2	30	4単位
	必修	情報機器の操作	講義	2	30	
	選択	健康科学	講義	2	30	
	選択	レクリエーション理論	講義	2	30	
	選択	レクリエーション実技	実技	1	45	
	必修	外国語コミュニケーション	演習	2	30	2単位
	必修	体育理論	講義	1	15	1単位
	必修	体育実技	実技	1	30	1単位
本学設置単位数				13単位		
最低履修単位数				8単位		

厚生労働省告示別表第1による教科目

的保 に育 関の す本 質・ 科・ 目目	必修	保育原理Ⅰ	講義	2	30	2単位	
	必修	教育の原理と制度	講義	2	30	2単位	
	必修	子ども家庭福祉	講義	2	30	2単位	
	必修	社会福祉	講義	2	30	2単位	
	必修	子ども家庭支援論	講義	2	30	2単位	
	必修	社会的養護Ⅰ	講義	2	30	2単位	
	必修	教職・保育者論	講義	2	30	2単位	
すの保 理育 科解 目に 関象	必修	幼児教育・保育心理学Ⅰ	講義	2	30	2単位	
	必修	子ども家庭支援の心理学	講義	2	30	2単位	
	必修	子どもの理解と援助	演習	1	30	1単位	
	必修	子どもの保健	講義	2	30	2単位	
	必修	子どもの食と栄養	演習	2	30	2単位	
保 育 の 内 容 ・ 方 法 に 関 す る 科 目	必修	教育課程と保育計画	講義	2	30	2単位	
	必修	保育内容総論	演習	1	30	1単位	
	必修	保育内容演習Ⅰ（健康）	演習	1	30	1単位	
	必修	保育内容演習Ⅰ（人間関係）	演習	1	30	1単位	
	必修	保育内容演習Ⅰ（環境）	演習	1	30	1単位	
	必修	保育内容演習Ⅰ（言葉）	演習	1	30	1単位	
	必修	保育内容演習Ⅰ（表現）	演習	1	30	1単位	
	必修	乳児保育Ⅰ	講義	2	30	2単位	
	必修	乳児保育Ⅱ	演習	1	30	1単位	
	必修	子どもの健康と安全	演習	1	30	1単位	
	必修	障害児保育	演習	2	30	2単位	
	必修	社会的養護Ⅱ	演習	1	30	1単位	
	必修	子育て支援	演習	1	30	1単位	
	必修	健康	演習	1	30	1単位	
	必修	言葉	演習	1	30	1単位	
	必修	音楽表現Ⅰ	演習	1	30	1単位	
	必修	音楽表現Ⅱ	演習	1	30	1単位	
	必修	造形表現	演習	1	30	1単位	
必修	音楽Ⅰ	演習	1	30	1単位		
必修	音楽Ⅱ	演習	1	30	1単位		
保育 実習	必修	保育実習Ⅰ	実習	4	180	4単位	
	必修	保育実習指導Ⅰ	演習	2	60	2単位	
総合演習		必修	教職・保育実践演習	演習	2	30	2単位
本学設置単位数				54単位			
最低履修単位数				54単位			

厚生労働省告示別表第2による教科目

系列	必選	授業科目	形態	単位	時数	必要単位数
科に質保 目関・育 す目的 の本	選必	保育原理Ⅱ	講義	2	30	
	選必	児童家庭福祉Ⅱ	演習	2	30	
科に象保 目関の育 す理の る解対	選必	臨床心理学	演習	2	30	6単位以上
す保 育の 科の 内容 ・方 法に 関	選必	保育内容演習Ⅱ（造形）	演習	1	30	
	選必	保育内容演習Ⅱ（生活）	演習	1	30	
	選必	保育内容演習Ⅱ（音楽）	演習	1	30	
	選必	保育内容演習Ⅱ（運動）	演習	1	30	
	選必	音楽Ⅲ	演習	1	30	
	選必	音楽（ピアノ）	演習	1	30	
	選必	言語Ⅱ	演習	1	30	
	選必	環境	演習	1	30	
選必	リトミック・音楽理論	演習	1	30		
保 育 実 習	選必	保育実習Ⅱ	実習	2	90	ⅡまたはⅢの どちら か3単位
	選必	保育実習指導Ⅱ	演習	1	30	
	選必	保育実習Ⅲ	実習	2	90	
	選必	保育実習指導Ⅲ	演習	1	30	
本学設置単位数			21単位			
最低履修単位数			9単位			

○保育士資格取得条件

本校卒業+本校において保育士資格に必要な単位の取得

別表1-2 幼稚園教諭2種免許取得に必要な取得単位又は科目(平成31年度入学生～)

1) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

授業科目名	形態	単位数	時数	必要単位数
法学(日本国憲法)	講義	2	30	2単位
体育理論	講義	1	15	2単位
体育実技	実技	1	30	
外国語コミュニケーション	演習	2	30	2単位
情報機器の操作	講義	2	30	2単位

2) 領域及び保育内容の指導法に関する科目

授業科目名		形態	単位数	時数	必要単位数
領域に関する科目 (情報機器及び教材の活用を含む) 保育内容の指導法に関する科目	健康	演習	1	30	12単位
	言葉	演習	1	30	
	環境	演習	1	30	
	音楽表現Ⅰ	演習	1	30	
	音楽表現Ⅱ	演習	1	30	
	造形表現	演習	1	30	
	保育指導法	演習	2	30	
	保育内容総論	演習	1	30	
	保育内容演習Ⅰ(言葉)	演習	1	30	
	保育内容演習Ⅰ(人間関係)	演習	1	30	
	保育内容演習Ⅰ(健康)	演習	1	30	
	保育内容演習Ⅰ(環境)	演習	1	30	
	保育内容演習Ⅰ(表現)	演習	1	30	

3) 教育の基礎的理解に関する科目等

授業科目名	形態	単位数	時数	必要単位数
教育の原理と制度	講義	2	30	6単位
教職・保育者論	講義	2	30	
幼児教育・保育心理学Ⅰ	講義	2	30	
特別支援の理論と方法	演習	1	30	
教育課程と保育計画	講義	2	30	
教育方法論	講義	2	30	4単位
幼児理解と教育相談	講義	2	30	
教育実習	実習	5	225	5単位
教職・保育実践演習	演習	2	30	2単位

4) 大学が独自に設定する科目

授業科目名	形態	単位数	時数	必要単位数
音楽Ⅰ	演習	1	30	2単位
音楽Ⅱ	演習	1	30	

○幼稚園教諭2種免許

基礎資格+本校(又は他の大学等)において幼稚園教諭2種免許に必要な単位の取得(62 単位以上)

※基礎資格とは教員養成機関卒業(平成26年3月現在2年以上在籍でも可能な場合がある)、短期大学士の学位を有する者、学士の学位を有する者、短期大学又は大学の教員養成の学科に2年以上在籍のいずれかに該当。

別表 1-4 資格取得（幼稚園免許及び保育士資格を除く）に必要な取得単位又は科目（令和 6 年度入学生～）

(1) レクリエーション・インストラクター

下表科目単位修得＋夏期キャンプ又は現場実習参加

科目名	単位数
レクリエーション理論	2単位
レクリエーション実技	1単位
保育実習Ⅰ	4単位
保育実習指導Ⅰ	2単位

(2) 救急・蘇生法適任証

下表科目単位修得者＋「救急蘇生法に関する講習」を全て受講

科目名	単位数
健康科学	2単位

(3) 乳幼児健康体育指導士

本校卒業＋下記科目単位修得者＋「乳幼児健康体育指導士に関する講習」を全て受講

科目名	単位数
保育内容演習Ⅱ（運動）	1単位

(4) 児童厚生 2 級指導員

保育士資格又は教諭免許取得者＋下記科目単位修得者

科目名	単位数
児童館・放課後クラブの機能と運営	2単位
児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ	2単位
保育実習Ⅲ（12日）	2単位

別表 2 授業料等

授業料等の金額は次の通りとする。

入学検定料	20,000円
入学金 幼稚園教諭・保育士養成科	250,000円
授業料 幼稚園教諭・保育士養成科	600,000円
施設・維持費 幼稚園教諭・保育士養成科	200,000円
実習・研修費 幼稚園教諭・保育士養成科	60,000円

※その他の費用及び納付金等の詳細については、「東京教育
専門学校学生納付金等納入に関する規程」による